

セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則一部改定のお知らせ

2024年1月16日をもってセゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則を改定いたしますのでご案内いたします。改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則

改定前	改定後
<p>第1条(本特則の適用)</p> <p>(1)この「セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則」(以下「本特則」という)は、</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」(以下「本アプリ」という)の画面に表示することにより付与することを、<u>本カードの申込みと同時に申込み</u>、当社がこれを承諾した方(以下「デジタル会員」という)に適用されます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条(カード情報の付与等)</p> <p>(1)セゾンカード規約第2条(カードの貸与)の規定にかかわらず、当社は、デジタル会員に対して、当社がデジタル会員による本カードの申込みを承諾したときから<u>336時間の間(24時間×14日)</u>、セゾンカード規約第5条(カードのご利用)(3)に定める方法で商品購入等を行うため、デジタルカード情報を付与するものとし、デジタル会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第6条(会員資格の喪失等)</p> <p>以下各号のいずれかに該当したときは、本特則に基づくデジタルカード情報の確認をすることはできなくなります。</p> <p>①デジタル会員がセゾンNetアンサー会員資格を喪失したとき。</p> <p>②デジタル会員が本アプリの有効な利用者でなくなったとき。</p> <p>③<u>本特則第2条(カード情報の付与等)(1)に掲げる期間が経過したとき。</u></p>	<p>第1条(本特則の適用)</p> <p>(1)この「セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則」(以下「本特則」という)は、</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」(以下「本アプリ」という)の画面に表示することにより付与することを、<u>当社に申込み</u>、当社がこれを承諾した方(以下「デジタル会員」という)に適用されます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条(カード情報の付与等)</p> <p>(1)セゾンカード規約第2条(カードの貸与)の規定にかかわらず、当社は、デジタル会員に対して、当社がデジタル会員による本カードの申込みを承諾したときから、セゾンカード規約第5条(カードのご利用)(3)に定める方法で商品購入等を行うため、デジタルカード情報を付与するものとし、デジタル会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第6条(会員資格の喪失等)</p> <p>以下各号のいずれかに該当したときは、本特則に基づくデジタルカード情報の確認をすることはできなくなります。</p> <p>①デジタル会員がセゾンNetアンサー会員資格を喪失したとき。</p> <p>②デジタル会員が本アプリの有効な利用者でなくなったとき。</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上